

# 裁定制度（強制実施権）について

(特83条、92条、93条、実21条、22条、23条、意33条)

商標法には存在しない。

∴ TRIPS 21条  
(商標の強制使用許諾)  
は認められない。

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章

83条～86条	(不実施裁定)
87条～91条92	
92条	(自己実施裁定)
93条	(公共の利益裁定)
94条	(通常実施権の移転等)

テープコード

--	--	--

**特83条（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）**

c f. 実21条

特許発明の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

- 2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

**特84条（答弁書の提出）**

c f. 実21条3項で準用

特許庁長官は、前条第二項の裁定の請求があつたときは、請求書の副本をその請求に係る特許権者又は専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

**特84条の2（通常実施権者の意見の陳述）**

c f. 実21条3項で準用

第83条第2項の裁定の請求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

**特85条（審議会の意見の聴取等）**

c f. 実21条3項で準用

特許庁長官は、第83条第2項〔通常実施権設定の裁定〕の裁定をしようとするときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

- 2 特許庁長官は、その特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

**特86条（裁定の方式）**

c f. 実21条3項で準用

第83条第2項〔通常実施権設定の裁定〕の裁定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。 cf. 45520.53②.22②....

- 2 通常実施権を設定すべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 通常実施権を設定すべき範囲
- 二 対価の額並びにその支払の方法及び時期

テープコード

--	--	--



**特87条（裁定の謄本の送達）**

c f. 実21条3項で準用

特許庁長官は、第83条第2項〔通常実施権設定の裁定〕の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するもの及び第84条の2の規定により意見を述べた通常実施権者に送達しなければならない。

- 2 当事者に対し前項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定の謄本の送達があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

↑  
この「対し」は、行政法の規定「行政手続法」第31条(イ)行政手続法による訴訟提起からである。∴TRIPS31条(イ)

**特88条（対価の供託）**

c f. 実21条3項で準用

第86条〔裁定の方式〕第2項第2号の対価を支払うべき者は、次に掲げる場合は、その対価を供託しなければならない。

- 一 対価の弁済の提供をした場合において、その対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき。
- 二 その対価を受けるべき者がこれを受領することができないとき。
- 三 その対価について第183条第1項の訴えの提起があつたとき。
- 四 当該特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されているとき。  
ただし、質権者の承諾を得たときは、この限りでない。

∴TRIPS31条(j)

**特89条（裁定の失効）**

c f. 実21条3項で準用

通常実施権の設定を受けようとする者が第83条第2項〔通常実施権設定の裁定〕の裁定で定める支払の時期までに対価（対価を定期に又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分）の支払又は供託をしないときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定は、その効力を失う。

**特90条（裁定の取消し）**

c f. 実21条3項で準用

特許庁長官は、第83条第2項〔通常実施権設定の裁定〕の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなったとき、又は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消すことができる。

- 2 第84条〔答弁書の提出〕、第84条の2〔通常実施権者の意見の陳述〕、第85条第1項〔審議会の意見の聴取〕、第86条第1項〔裁定の方式〕及び第87条第1項〔裁定の謄本の送達〕の規定は前項の規定による裁定の取消しに、第85条第2項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消しに準用する。

テープコード

--	--	--



**特91条（裁定通常実施権の消滅）**

c f. 実21条3項で準用

前条第1項の規定による裁定の取消があったときは、通常実施権は、その後消滅する。

将来効

**特91条の2（裁定についての不服の理由の制限）**

c f. 実21条3項で準用

第83条第2項〔通常実施権設定の裁定〕の規定による裁定についての行政不服審査法の規定による審査請求においては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

特18条あり

**特92条（自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定）**

c f. 実22条、意33条

特許権者又は専用実施権者は、その特許発明が第72条〔他人の特許発明等との関係〕に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその特許発明の実施をするための通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

- 2 前項の協議を求められた第72条の他人は、その協議を求めた特許権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする特許発明の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
- 3 第1項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 4 第2項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第72条の他人は、第7項において準用する第84条〔答弁書の提出〕の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第72条〔他人の特許発明等との関係〕の他人又は特許権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
- 6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
- 7 第84条〔答弁書の提出〕、第84条の2〔通常実施権者の意見の陳述〕、第85条第1項〔審議会の意見の聴取〕及び第86条から前条まで〔裁定の方式等〕の規定は、第3項又は第4項の裁定に準用する。

85②は準用

テーブルコード

--	--	--



特92条 (公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

c f. 実23条

特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

- 2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。
- 3 第84条 [答弁書の提出]、第84条の2 [通常実施権者の意見の陳述]、第85条第1項 [審議会の意見の聴取] 及び第86条から第91条の2まで [裁定の方式等]の規定は、前項の裁定に準用する。

85④不準用

特94条 (通常実施権の移転等)

c f. 意34条, c f. 実24条

通常実施権は、第83条第2項、第92条第3項若しくは第4項 [自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定] 若しくは前条第2項、実用新案法第22条第3項 [自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定] 又は意匠法第33条第3項 [通常実施権の設定の裁定] の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、特許権者 (専用実施権についての通常実施権にあっては、特許権者及び専用実施権者) の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

- 2 通常実施権者は、第83条第2項、第92条第3項若しくは第4項若しくは前条第2項、実用新案法第22条第3項又は意匠法第33条第3項 [通常実施権の設定の裁定] の裁定による通常実施権を除き、特許権者 (専用実施権についての通常実施権にあっては、特許権者及び専用実施権者) の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。
- 3 第83条第2項又は前条第2項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転することができる。
- 4 第92条第3項、実用新案法第22条第3項又は意匠法第33条第3項 [通常実施権の設定の裁定] の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従って移転し、その特許権、実用新案権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。
- 5 第92条第4項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権に従って移転し、その特許権、実用新案権又は意匠権が消滅したときは消滅する。
- 6 第73条第1項 [共有に係る特許権] の規定は、通常実施権に準用する。

特許特許権、特許実施権、事業の3点セット

意匠特許権、意匠実施権の2点セット

∴ TRIPS 31条(2)(iii)

73②③を準用しない理由は?

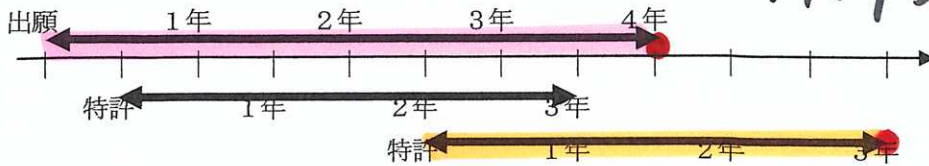
テーブルコード

--	--	--

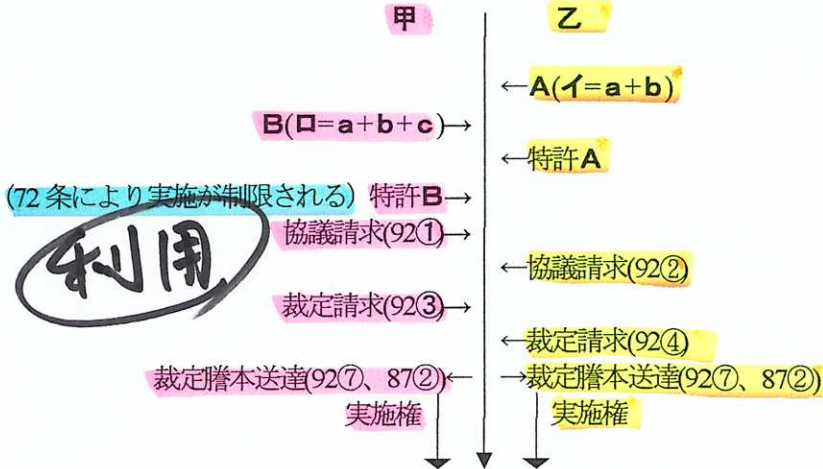


∴ 11/11 5条A(4)

特許法 83 条：不実施の場合の通常実施権の設定の裁定



特許法92条：自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定



- ・後願権利者からの協議請求 (1項)
- ・先願権利者からの協議請求 (2項)
- ・後願権利者からの裁定請求 (3項)
- ・先願権利者からの裁定請求 (4項)
- ・不当に害することとなるときは、裁定できない (5項)。
- ・後願権利者を頭越しに裁定できない (6項)。

特許法 93 条：公共の利益のための通常実施権の設定の裁定

・特許庁長官ではなく、経済産業大臣が裁定する。

(理由) by青本

- ・旧法がそうであったこと
- ・公共の利益のために特に必要であるかどうかの判断をしなければならないこと
- ・他の行政機関 (例えば、厚生労働大臣、農林水産大臣等) からの請求が予想されること

(具体例) by青本

- ・発電原価が著しく減少し需要者の負担が半減するような場合
- ・ガス中毒者が著しく少なくなるような場合

テープコード

--	--	--



令和3(2021). 8. 25発行

# 特許庁公報

3(2021)-34[8425]

公 示 号

3(2021)-8[838]

日本国特許庁

テープコード

--	--	--

(9) 裁 定 請 求

登 録 番 号	裁定請求 年月日	発 明 の 名 称	裁定請求番号
特 6518878	R3. 7. 13	網膜色素上皮細胞の製造方法	2021-1

テープコード

--	--	--